琉球大学学術リポジトリ

原稿： 『植民及植民政策』第十三章 労働政策

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2018-04-16 キーワード (Ja): 矢内原忠雄 キーワード (En): Yanaihara Tadao 作成者: 矢内原, 忠雄 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/38383

矢内原忠雄文庫

史　料　名	原稿『植民及植民政策』第十三章 労働政策（植540～559、560～588）
封筒番号	470
原文所所蔵者	琉球大学附属図書館
撮影年月日	平成 17 年 11 月 21 日
撮　影　者	富士写真フイルム　株式会社
備　　考	

矢内原忠雄文庫

封筒番号： 470

史料名	原稿『植民及植民政策』第十三章 労働政策（植540～559、560～588）
資料形態	B4原稿用紙／2綴り
枚　数	49
頁　数	49
縦（cm）	
横（cm）	
厚さ（cm）	
書誌的事項	植民 今泉分類記号： Y

琉球大学附属図書館

説明
ターゲット

この原本は、破損のまま撮影します。

ATHENA (4)

第十三章 労働政策

一、植民地労働政策の特徴

二、奴隷制度及び奴隷貿易

三、契約移民及び自由移民

四、労働階級としての原住者

五、植民地に於ける労働階級の地位

植民地に於ける労働政策の特徴は二つある。一は労働の供給に於て、他の一は階級の構成に於て。

植民地に多數原住者の居住するものにあつては必要なる労働は原住者労力の利用によりて得られるのであらう。併し原住者が未開にして經濟的發達の低級階段にあり時は、そ[illegible]の勞力は植民者の資本主義的經營の目的には存在せざると同樣である。之を利用するには自由契約の原則によるを得ず、又單なる經濟的誘引を以ては足りない。之れ直接間接の強制の用ひらるゝ所以である。

原住者の少き植民地にありては勞力の供給は土人移出の防遏[1]、並に本國及外國よりの移入促進によりて達せられた。

第十三章以下三章に於て私は労働土地及金融に関する政策を論じ、第十六章に於ては各種産業に関する問題を述べ、之を合して植民地經濟政策の輪廓を描き出さんと欲する。

1) 例へば独逸諸植民地に於ては政府の許可なくして労働者の移出するを禁じ、英領 Ivory Coast, 佛領 Congo にては労働者移出に対し高き人頭税又は旅券手数料を課し、英領 Lagos 及び北 Nigeria 等にては英領以外に対する労働契約を絶対的に禁じ、他の英領に移出するに対しても亦政府の許可を要するものとせられた。(Reinsch, P. Colonial Administration. P.368)。之等の移出制限若くは禁止法規は土人を奴隷商人の誘拐に対して保護するものなりと称せらる。併し同時に労力の領内保存の作用をなすものである。

1/12

奴隷制度

人の奮闘

2

2 1

54

豆的帝国を完了に近づいたこと。例へば下

層住者は必ず奴隷的に解放し始めた。然る

に奴隷制度は植民地に於ける労働の主要な

ものとなった。奴隷輸入の動機は次の

如くであった。

1. 急激人口元来少く、故は絶滅に近く

奴隷制度の必要は植民地に於ける労働の大

部分を奴隷化するものと外部より

輸入に待つ

植民地に於ける労働の強制的利用の可能なるは政治的征服支配の關係に非く。植民地に於ける資本労働の階級的對立は單純なる經濟上の關係ではない。之れ資本家と労働者とが社會的に同一集團に屬する舊國に於て見ざる處である。更に又住者の外に本國若くは外國よりの労働者の移住ある場合には労働階級それ自體が複雑なる人種的構成を持つ。階級の人種的關係は植民地に於ける労働問題の第二の特色である。

二

植民地に於ては面積の割合は植民者に比べ

原住者は之に遠く及ばず、之れ原住者は

強制的に労働に服し、或は

命じて

こゝ外。

3

メリカ及び西印度の~~[illegible]~~甘蔗栽培の如し。又ザンジバル(Zangibar)には一八一八年昔料地物の栽培が窮人せらんたが、之に伴ひ同時に奴隷が輸入せらるゝを要した。

2. 土人に對しては土地の舊主としてその衰滅に對する同情あり。然るに~~[illegible]~~(外来の奴隷)は專ら經濟的勞力の供給者として家畜の如くに輸入せらるゝ~~外来者~~(もの)にして植民地に於ては一の有機的なる社會組織を構成せざるが故にその勞力の掠奪に便なりしこと。アメリカに對する黒奴輸入(に就て)は、ラス・カサス(Las Casas)がインデアンの奴隷的境遇に同情しこと(解放)保護することを運動し、~~[illegible]~~之に代る~~[illegible]~~に予力提供者として(この)輸入~~[illegible]~~を懇勵を提案するなどありしといふ。

3. 奴隷貿易の利益。貿易向の商品として、又船舶の積荷としての黒人奴隷！

奴隷貿易は大西洋及印度洋上に於て盛に行はれその利益莫大なりしと稱せらる。五〇%より二〇〇%に及びたり ~~(Sombart. I. 2. S. 706)~~。[1] 一八四〇年代アフリカ東沿岸で一六二五磅に買はれたる五百人の黒人奴隷は(Rio de Janeiro)にて二〇、七五〇磅に賣られたといふ。[2] ~~(Weidner, Hausklaverei. S. 74)~~(リオ・デ・ジャネイロ)。從てアフリカ内地に於ける奴隷の捕獲は象牙の採取と共に商人の熱注する處となり、爲めに土人部落の荒廢に於て、奴隷輸送に於て、その殘酷甚だしく人をして奴隷制度は奴隷貿易に比すれば人道的弊害の輕きを覺えしむ。



アメリカに對する黒奴輸入は一五一〇年代より漸く行はんたが、スペイン地方に於ては一五三〇年、ブラジルに於ては一五七〇年代に於て結果、黒奴

1) Sombart, W. Der Moderne Kapitalismus. I, 2. S. 706
2) Weidner, Hausklaverei. S. 74

8

5P2

奴隷制廃止の気運に対する反動が起り、英仏両国に於て猶太人の奴隷貿易従事が禁止されるに至つた。

一七九四年米国よりの黒奴駆逐を目的とする仏国革命政府の布告は一八〇一年に至つても尚ほ実施されず、一八一五年ウィーン会議に於ても奴隷貿易廃止の問題が提出されたが、英国は(英国は)

理由は次の如きものと思はれる。

英国が産業革命の先駆者として海上権を確立し、植民地の拡張に熱心であつた時代に(1850年頃迄)、奴隷貿易は英国の海上勢力の一源泉であつた。

英仏両国は(英仏両国は)

一七〇二年ユトレヒト(Utrecht)条約の効果英国南海会社(South Sea Company)が特権及び義務を有するに至つた。(奴隷供給契約(Assiento)と称せられる)上の権利義務は一八〇〇年仏国に移つた。

一七〇三年に仏国ギニア(Guinea)会社が奴隷の特権を与へられ、

一七九三年に仏国の植民地の黒奴も悉く解放された。

一八一五年ウィーン会議に於ても奴隷貿易廃止を提言し、

一八一七年英国は(英国は)奴隷貿易廃止に関する条約を仏国と締結した。

一八一八年仏国は奴隷貿易廃止に関する条約を西班牙と締結した。

一八一九年英国は奴隷貿易廃止に関する条約を和蘭と締結した。

一八三〇年仏国は奴隷貿易廃止に関する条約を瑞典と締結した。

一八三一年仏国は奴隷貿易廃止に関する条約を葡萄牙と締結した。

一八三三年英国は奴隷制度を廃止した。北欧諸州は独立戦争の直後奴隷制度を廃止した。

一八四九年米国よりの黒奴駆逐を目的とする仏国革命政府の布告は一八〇一年に至つても尚ほ実施されず、一八一五年ウィーン会議に於ても奴隷貿易廃止に関する条約を和蘭と締結した。

一八一七年制度、一八一三年実施、仏国は(仏国は)奴隷貿易廃止に関する条約を西班牙と締結した。

一八一八年仏国は奴隷貿易廃止に関する条約を瑞典と締結した。

一八一九年英国は奴隷貿易廃止に関する条約を和蘭と締結した。

一八三〇年仏国は奴隷貿易廃止に関する条約を葡萄牙と締結した。

一八三一年英国は奴隷制度を廃止した。

(1) 1850年頃迄に於ける奴隷貿易は1820年代に於ける奴隷貿易の約十倍の規模であつたと云はれる。

(2) 1890年ブラッセル会議にて「営業上の奴隷制度」(Weidner, p.69 以下)。

(3) 奴隷供給契約(Assiento)と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(4) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(5) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(6) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(7) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(8) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(9) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(10) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(11) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(12) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(13) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(14) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(15) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(16) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(17) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(18) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(19) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(20) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(21) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(22) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(23) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(24) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(25) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(26) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(27) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(28) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(29) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(30) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(31) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(32) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(33) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(34) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(35) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(36) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(37) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(38) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(39) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(40) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(41) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(42) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(43) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(44) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(45) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(46) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(47) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(48) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(49) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(50) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(51) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(52) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(53) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(54) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(55) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(56) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(57) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(58) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(59) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(60) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(61) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(62) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(63) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(64) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(65) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(66) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(67) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(68) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(69) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(70) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(71) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(72) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(73) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(74) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(75) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(76) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(77) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(78) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(79) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(80) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(81) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(82) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(83) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(84) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(85) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(86) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(87) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(88) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(89) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(90) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(91) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(92) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(93) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(94) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(95) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(96) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(97) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(98) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(99) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(100) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(101) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(102) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(103) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(104) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(105) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(106) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(107) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(108) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(109) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(110) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(111) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(112) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(113) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(114) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(115) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(116) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(117) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(118) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(119) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(120) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(121) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(122) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(123) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(124) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(125) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(126) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(127) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(128) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(129) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(130) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(131) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(132) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(133) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(134) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(135) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(136) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(137) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(138) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(139) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(140) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(141) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(142) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(143) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(144) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(145) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(146) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(147) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(148) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(149) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(150) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(151) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(152) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(153) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(154) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(155) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(156) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(157) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(158) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(159) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(160) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(161) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(162) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(163) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(164) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(165) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(166) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(167) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(168) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(169) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(170) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(171) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(172) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(173) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(174) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(175) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(176) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(177) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(178) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(179) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(180) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(181) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(182) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(183) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(184) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(185) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(186) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(187) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(188) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに至つた。この契約は1713年ユトレヒト条約の効果として英国南海会社に移つたが、1750年頃迄に仏国に移つた。

(189) 奴隷供給契約と称せられる特権及び義務を有するに

七年には米国への黒奴輸入を禁じた。

2、黒奴の需要地たらざるに至った。

3、煙草葡萄の栽培は、十八世紀半頃に於ては奴隷の使用なくしては生産増加し、貿易品としての奴隷の地位もはや従来ほど重要たらざるに至った。

4、当時の政治的及び経済的事情の変動に伴い天賦自由権、自由労働者等の観念興起し来った。

かくてウイルバーホース（Wilberforce）等の熱心なる奴隷貿易禁止運動は、直接奴隷貿易の利益に関係深き上院の激しき反対に拘らず、遂に其の目的を達したのである。

抑々此に於ける奴隷制及びその廃止

抑々此に於ける奴隷制及びその廃止

抑々此に於ける奴隷制及びその廃止

ATHENA (4)

増した。且つ所有者は之により現在使用の奴隷を一層酷使するに至り、遂に（ジャマイカに於て）一八三一年の黒人の大叛乱を惹起した。之は本国に於ける奴隷制度反對の輿論を高めた。

2. 英領西印度諸島の甘蔗栽培地としての地力消耗は奴隷使用の經濟的利益を減少した。[1]

3. 本国に於ける人道主義者の主張、自由主義の勝利。

かくて英国政府は ~~十八三四年奴~~ 西印度の奴隷所有者に對し二千万磅の賠償を與へて一八三四年に奴隷制度禁止法を発布し、~~十八三~~ 数年間の猶豫期間を置きたる後一八三九年より~~九年迄~~ ~~之を実施~~ 完全にその效力を発生せしめた。英国は更に進みて諸外国世界一般に對し奴隷制度廃止を宣傳した。メリヴェールはその最も雄辯なる主張者の一人であった。彼曰く「吾人は堅なる立法を以て自ら奴隷制度を廃止したが、この尚廣く行はるゝ制度に對して英国は尚大なる道徳的責任を存するものである」と。[2] 而してそれは單に英国の道徳的責任たるに止ま

1) 奴隷労働の有利なるは土地生産力豊饒にして、~~労力の不生産的~~ 働生産力の不利を償ふて餘りある場合たるを要する。故に西印度諸島の甘蔗耕作の盛衰と奴隷制度の廃止と密接なる関係が認められるのにくである。即ち西印度諸島中英領ジャマイカ(Jamaica)は早くより甘蔗耕作地として発達したが、その地力消耗するに及び、甘蔗業の中心は佛領サンドミンゴ(St. Domingo)に移り、後者の地方消耗に伴い再びスペイン領キューバ(Cuba)が其中心地となった。而して奴隷制度の廃止せられたるは英国1839年、佛国1848年、西班牙1870年及1881年の順序であった。

2) Merivale, H. Lectures on Colonization. P. 301-304

545

ATHENA (4)

奴隷制度の價値

らず、他国の奴隷的労働による生産の利用を排除するは亦その経済的競争上の経済的利益とする事であつた。かくて而して英国に次いで仏国は一八四八年、米国は一八六〇年、和蘭は一八六三年、葡萄牙は一八七八年、西班牙は一八七〇年及一八八一年に奴隷制度を禁止するに至つた。

奴隷はその労働の結果たる生産物に對して何等の権利を有せず、従つて「出来得るだけ多く食い、出来得るだけ少く働く以外に、何等の利益をも認めざるもの」である所故に、自由労働に比して能率に於て劣り且つ監督費を多く要するにより結局高價にして却つて経済的に不利なることが、十八世紀末以来アダムスミス[1]を始め一般学者により認められて来た。然れども左の条件の下に於ては奴隷労働と雖も有用且つ有利たり、此の条件を缺くに至るに及び奴隷制度は廃止せらるべき経済的理由を生ずる。要するに奴隷制度も亦特定の社會的事情に適應せる歴史的制度であつたのである。

1) Smith, A. Wealth of Nations. Vol I. P. 364

7
546

い、自由学校の生徒は
ろの木花のように
(花咲きほこる)
太陽のように、
(燃え)
花咲く野に
た。
ちの子供は
ように
ように
ように

植 548

ATHENA (4)

。然るに西印度の甘蔗栽培の諸植民地の如く地力消耗するに及べば奴隷労働の生産費は最早や負担に堪え難き程高價となるであらう。

4、生産品が輸出向にして且つ或範囲に於て独占價格を維持すること。例へば西印度の砂糖、米国南部諸州の煙草の如し。その輸出向たるを必要とするは奴隷的社会は生産品に対する内国市場として微力であるが為めであり、その独占價格を維持するを必要とするは奴隷労働の生産費に於ける不利益を償はんが為めである。英国は西印度植民地砂糖保護を目的とする特定関税率を有したが、自由貿易定義の流行に伴ひ一八五四年に之を廃した。

5、奴隷維持費の低きこと。その為めには奴隷供給豊かにして其價格の安きこと、及び奴隷生活費の低きことを必要とす。奴隷の結婚生活に干渉し、或は一八二二年以来数回に亘り英国の西印度に對する食料品輸入独占権の放棄ありたる等[1]は奴隷生活費を低くするの努力であつたが、奴隷貿易の禁止は既に根本

（一八四三年に至る迄）

（る立法によ）

（購買力少く、従つて）

1) Morris. History of Colonization. Vol II. P. 207-209

ATHENA (4)

[illegible]の発達と奴隷制度の廃止

的に奴隷維持費を高むるの原因たりしものであつた。

以上を要するに奴隷制度及奴隷貿易は産業、革命の進行並びに自由貿易の勝利に伴ひて廃止せられたものと見ることが出来る。各国の奴隷的制度が経済の資本主義化によりて必然に崩壊せる如く、植民地に於ても資本主義経済の発達は奴隷的制度消滅の実質的基礎であつた。其を缺くときはたとひ法律を以て奴隷制度を廃止するもその社會的地位に大なる変化生ぜざるべく、若くは西印度諸島の或植民地に於ける如く原始的自給自足の生活に復帰するまであらう。英領印度に於ては一八四三年に法律を以て奴隷たる法律的身分を廃止したが、社會制度としての奴隷の消滅せるは一八五七年以後鉄道建設の盛となれる影響であつた。即ち従来有力なる主人の農奴たるを以て経済生活上安全有利なりとなせる者も、今や企業の勃興による労働の需要に伴ひ、その自由なる身分の経済的價値を十分に認識して

10
549

ATHENA (4)

債銀労働者の地位に立つに至り、こゝに奴隷的制度は根本的に破壊せらるゝに至つた。而して鉄道は又之等の自由労働者の場所的移動を便宜ならしむるに與つて力あつた。[1] アフリカに於ける家族的奴隷制度廃止の如きも、その地方の自給自足的生活の餘地大ならざる限り、その地方に於ける企業発達に伴ひて始めてその実效を見るものであらう。

(に職業を与ふるのみならず、そ)

1) Knowles. The Economic Development of the British Overseas Empire. P. 173.

奴隷制度廃止の影響

ATHENA (4)

~~[illegible]~~的に奴隷維持費を高むるの原因たりしもの
である。
以上を要するに奴隷制度及奴隷制度は産業
革命の進行並びに自由貿易の勝利と時代を同
に伴ひて廃止せられたものと見ることが出来
る。

奴隷制度廃止が西印度諸植民地の労働供給
に及ぼせる影響については、バルバドス(Barbados)
トリニダッド(Trinidad)等未耕地少く人口稠密
なる地方に於ては、解放せられたる奴隷は依
然自由労働者として労働市場に存在したるが
故に労力に不足する事なかりしも、ヂャマ
イカ、トバゴ~~[illegible]~~、ガドループ~~[illegible]~~(Guadeloupe)
レユニオン~~[illegible]~~等肥沃なる未耕地の廣き
植民地にありては、自由を得たる奴隷等は之
等の未耕地に走りて自給自足的の独立生活を
営むもの多かりしを以て、労力不足し労銀騰
貴せざるを得なかつた。植民者の之に鼓抗す
る政策は、解放せらるゝ奴隷に対する直接間
接の労働継続強制、及び契約移民の方法であ

植 551

つた。契約移民については次項に之を説明するであらう。

而して労働供給強制の方法としては、ジヤマイカに於ては一八三四年奴隷廃止法発布せらるゝや主人なもはや奴隷を需要若くは処罰訓するといふことゝなつた。しかも奴隷は「自由人たるに至らざる」(Apprentice)として旧主の「見習」期間(Apprenticeship)を定められた。[1] 又仏領ギアナに於ては解放せらるゝ土人に対してドループに於ては解放せらるゝ土地所有権の移転に対して土地拂下を拒し、又ユニオンにては高率の課税をなして、彼等を使役する方法をとうした。[2]

三 契約移民

契約移民とは植民地の雇主と強制労働を使用する雇主との間に於て、又は植民地人両雇主間に於て、法により解放せらるゝ奴隷の多くは浪人と見做され、旧主のために労働を供給することを拒むの方法をとうした。

契約を結ばれる上海航する船舶は、御者は一定の場所に集せらるゝ事により、団体的に募集せらるゝもあり。又個人的なるもあり。契約移民の最も古きは十七世紀アメリカの英国植民地に於て行はれし Indented Servants 契約移民

1) Merivale. 前出. P. 326-327
2) Girault, A. Principes de Colonisation. Main-d'oeuvre.

ATHENA (4)

servants と呼ばれし制度であつて、本国人始め
政治諸国人に對し使用主が渡航費を支辨する
代償として一定年間労働に服する義務を負担
する契約の下に渡航せしめ、又船長が渡航費
を支辨せるものは到着後競賣に附して植民者
に賣られた。当時の南カロライナの一新聞の
廣告に「輸入新荷到着販賣……技倆すぐれし男
女愛蘭労働者、愛蘭麻布、家具等……」とあり
しといふ事[1]によりて其一班が察せらる。此の
制度は実際上は待遇苛酷なりしなめ、且つ一

1) ~~例へば Maryland の法律に於ては十五才以下の小児は二十一才に達する迄、十五才乃至十八才のものは七年~~
1) Egerton. Origin and Growth of British Dominions. P. 133

植 5159

苦力

方では周囲に未耕地豊富なりしなめ、契約期
限迄完全に服務せしは言語不案内の独逸より
の移民のみであつたといふ。[2] 且つ此制度の濫
用は誘拐を頻出せしめた。故に奴隷貿易及奴
隷制度の弊害を伴ふものとして一六八六年に
禁止せられた。

十九世紀半奴隷制度廃止後栽植植民地に對
して契約移民として多数の苦力(Coolie)が
輸入せられた。その主なる供給地は印度、支
那及びアフリカであつた。此制度は先づ英国

2) Roscher. Kolonien usw. S. 312

植民地たるマウリシャス(Mauritius)及び西印度に對する印度人の輸入に始まり、[1] 佛領西印度、[2] 西班牙領キューバ[3]等にも盛に輸入せられた。

苦力は自由労働者にして一定の期間一定の賃銀に對して労働に服するの契約の下に、[illegible]国体的に募集せられ、(渡航費を支辨せられて)植民地に輸送せられたるものであって、(不熟練労働者)契約期間の満了と共に直に無料帰航するか、無料帰航権を留保しつゝ契約を更新するか、或は此の権利を放棄することによりて自由滞在するかを得るものとせられた。苦力を募集するには其国政府の許可を要し且つその輸送及労働条件については輸入国政府は保護監督の義務あり、輸出国(即ち苦力の本国)政府はその権利あるものとせられた。而して苦力保護を理由として印度政府は一八八三年にマウリシャス、英領西印度、英領ギヤナ、フィジー等英領植民地以外に對する印度苦力の輸送を禁じ、[4] ―(之に作りて支那苦力の輸送が多くなった)―一九一

1) Mauritius 島に對しては 1843－60 年間に 274,000 人の印度人輸入せられた。(Zimmermann, Kolonialpolitik. S.167)
1921年の人口 385,074 人中、印度人 265,884 人、支那人 6,820 人。(Statesman's Year Book)。
英領西印度に対する印度人の輸入は 1848－60 年間に 81,500 人 (Zimmermann. 前出. S.167)

2) 十九世紀後半中に佛領西印度に輸入せられたる印度人及支那人は二十万人に達し、又黒人苦力は 1859 年迄に五万人の輸入があった。日本人も亦 1894 年に Guadeloupe に五百人輸入せられたといふ。(Girault. Principe. Tome I. P.128)

3) Cuba に輸入せられし支那人苦力 1850－1885 年間に七万人。(Egerton, Origin and Growth etc. P.

4) Zimmermann. 前出. S.169

植
565

ATHENA (4)

苦力輸入の價値

七年にはフイジー（Fiji）に對する輸送が禁せらるゝに至つた。[1]

苦力輸入の目的は奴隷制度廃止の結果供給の乏しくなれる植民地労働を補充して企業の建設に支障なからしめ、殊に例へばウガンダ（Uganda）鉄道建設工事の為輸入せられし二万人の印度人の如く、臨時的性質を有する労働の大量的需要を充たすにあつた。且つ奴隷制度廃止の結果労働賃銀の高くなれるに對し、植民地資本家は廉價なる苦力労働者の輸入によりて之に対抗せんとするものであつた。[1]

要するに廉價労働の大量的供給であつて、奴隷輸入と自由移民との中間的制度である。[2] 而自由移民の人口増加し、自由労働の供給やくやく増加潤澤ならんとするや、苦力の輸入は之に対する賃銀競争生活程度の向上阻止、及び植民地に於ける産業の合理的株械化の発達を妨ぐべく、又、社会的関係に於てはその滞在が一時的なる場合には衛生風紀に於て、建築的なる場合に於ては之に加ふるに政治的

1) 西印度に於ける農業経営者は苦力輸入の理由はその地方労働者が労働を欲せざるが故なりと称した。併ら之は事実に反し、Jamaicaについて調査せる事によれば、奴隷制度廃止後Jamaicaの黒人は附近のパナマ、蒲領ギアナの自由労働市場に有利なる於ける労働需要に應じ得る関係上一般に労銀騰貴したるため、企業家は之に対抗するの必要上苦力を輸入したるものである。Dilke, C.W. Indentured and Forced Labour. (Inter-Racial Problems, Ed. by Spiller. P.318)

~~2) Hobson, J.A. Imperialism. P.243.~~

1) Egerton. Twentieth Century. P.246 British Colonial Policy in the

関係に於て植民者に不利なる影響を及ぼすものとせられ、濠洲、南阿聯邦、米国、カナダ等に於てアジア移民の入国を禁止し、その既に滞在する者に対しても差別的待遇によりて退去を促かさん許りの政策をとるに至つた。たとへば

苦力は自由植民者の多くなる進そう植民地開発に必要且つ有用なる貢献をなしたるものにして、南阿ナタールにては印度人が一八六〇年以来甘蔗、茶等の栽培地（及鑛山地方）に歓迎せられ、且つ定住を許されたのであり、[2] 東アフリカにてはウガンダ

苦力排斥

1) 例へば南阿聯邦にては契約労働者たる印度人は之を不熟練労働にのみ従事せしめ、居住移動の自由を制限し、土地所有及独立営業を許さず、選挙権を認めず、Natal に於ては契約期間の満了と共に即時退去せざる者に対し三磅の課税をなす。Egerton, ~~Twentieth Br. Col. Pol.~~ British Colonial Policy in the 20th Century. P. 178.

鉄道の建設及び運輸（一般の労働者として植民地発展に貢献したることが認められるのであるか、しかも南阿にては一九一三年以来アジア移民の入国を禁じ、一九二〇年には在住アジア人の送還運動が起り、政府の委員会は強制的送還又は離隔（住地）を認めざりしも任意的の帰国及離隔を奨励し、[4] 又ケンヤに於ては早くより印度人の居住地を離隔した。印度政府は之等の差別的待遇に抗議する意味に於て、且つ印度の工業化は益々国内に於ける労働者の需要を増加せるが故に、一

2) 同上、P. ~~194~~ 189.　3) 同上、P. 194
4) 同上、P. 192.

17

556

九二一年以来セイロン及びマレイ以外に対する印度苦力の輸送を禁じ、一九二三年には此の両地に対しても同じく之を禁ずるに至つたといふ。[1] 支那人苦力の南阿に輸入せられしは一九〇三年南阿戰爭後金山採掘事業再始に除してゞあつたが、一九〇七年には全部送還せられた。カナダの英領コロンビアに対しては一八五八年金山発見、一八七八年以後鮭罐詰業の発達、並びにカナダ太平洋鉄道建設工事に必要なる労力を供給したるものは支那人苦力であつたが、一九〇四年以後支那移民の入国は予定上絶対的禁止となつた。~~[illegible]~~ 軒マレイ聯邦の強制的開発は支那移民の労働に負ふ変最も大であるが、前拂切符旅費先拂の制度（"credit ticket" system）による支那苦力の輸入は多くの弊害あるに鑑み一九一四年より一九一六年に至る間に廃止せられた。[2] 要之多くの所謂移住植民地に於ける苦力の運命は始め歓迎せられ、後は排斥、而してその排斥の理由（としては）は「生活程度の低きは彼等の經濟的の罪、平等を要求するはその社會的の罪」[3] なりとせられるのである。

植

557

1) 同上、P.196

2) 同上、P.198

3) 同上、P.190

説明
ターゲット

この原本は、破損のまま撮影します。

19

ATHENA (4)

契約労働者

関係に於て地位者は好ましなき影響を与えるとせらる。滞洲、南阿等、米国等に於ても、アジア移民の入国を禁止し、その既に滞在する者に対しても差別的待遇にすりて過去を促すか如き許りの政策を取るに至りたのである。

苦力なる語は通常支那人なる労働移民に対して適用せらるる。但し人種的(Contract laborers)は人種的の区別のみを以て契約労働者と労働契約を結び一般的に植民地の企業家と労働契約を結びて植民地に渡航する移民を称し、何等の強制なき自由なる上渡航する移民を称し、何等の強制なき自由なる上渡航する移民を称し、何等の強制なき自由なる上

559

犯罪人貧民等の強制輸送

(ヴ)

音上一定の資格を有する移民の自由後航は
植民地社会の最も歓迎する處であるか、労働
の需要に対して供給不足なる場合(甚しく)に於ては
用主の利益は勿契約移民を全然排斥すること
が出来ない能はざるを示すものである。

植民地に対する本国労働者の移住は犯罪
人陰浪人貧民等の強制的移住(Transportation,
Deportation)(も亦植民地に対する労働供給の一方法であった。)によりて始まりたる例が多い。例
へば西班牙葡萄牙両国のアメリカ植民地へは
最初犯罪人及び猶たんが輸送せられた。北米
の英国植民地に対してもヴァージニアに対し
一六一九年百人の犯罪人が送られしを始め、
ジオルヂア(Georgia)は貧民破産者の植民地と
して建設せられしものであり、バルバドス島
へはクロムウエルにより王党に属する政治的
犯罪人が送られ、殊にカロライナは米国独立
に至るまで年々二千人の犯罪人が送附せられ
たる刑罰植民地であった。米国独立後は濠洲
新南ウエールスは一七八七年以来一八三七年迄、

ヴァン・ディーマン島（Van Diemen's Land. 後のタスマニア Tasmania）は一八三〇年以後一八五二年迄、西濠洲は一八五〇年以後一八六七年迄犯罪人の輸送を受けた。

佛国にても一八五三年以来ギアナに犯罪人が送られたがその地が沼澤地にして不健康なるによりて一八六四年に輸送廃止せられし後は、新カレドニアが之に代りて刑罰植民地として利用せられ、一八七一年には四千人の共産党員がこゝに送附せられた。

尚しベリア及樺太は露国の流謫地であつたが犯罪人輸送は彼等自身にとりては独立の生計を立て生活を改良するの機会を与へ、本国にとりては危険分子を隔離するによりて社会防衛の目的を達し、併せて植民地に必要なる労力の供給を一挙にして期待せるの制度であつた。之等の犯罪人は政府によりて植民地開発の基礎的事業たる道路等の土木事業に使用せられ、又比較的順良なるものは植民者に割当委託せら（"assign"）せられて一定年間その

為めに労働を強制せられた。1) 而して彼等は服役の満了により、或は改悛の情顕著なるものは、土地をよへられて植民者に伍せしめられた。此制度は植民地の未開発にして自由移民の渡航少き時代にありて、その開拓に必要なる労働を供給することに於て有意義であったが、2) 且つその濠洲建設に対する関係に関してダーウインはその旅行記に於て、

「一國に於て最も無益なる無頼漢を化して他の社會に於ける活動的市民となし、かくして新しき榮ゆる國、文明の偉大なる中心を生み出したる手段としては、これは前古無比の程度に於て成功したのである」(Darwin. Voyage of the Adventure)

と言はれた。3) 併乍ら土地の開拓に伴ひ自由移民を増加するに及び、犯罪人輸送の必要なく且つその存在は植民者の却って忌避する要となる。濠洲にても金鑛の発見により多数の移民が渡航し、大る強果、犯罪人の輸送は廃止せられたのであった。

既に自由移民の渡航にして増加し得るに至れば、そは植民地に對するあらゆる労働供給方法の中、最も歓迎すべきものとせられる。

蓋し自由は(利益)労働者に對して最大の能率を発揮

1) 例へば1836年濠洲 N. S. Wales 及び Van Dieman's Land 在住 犯罪人 40,000中 26,000人は植民者に委託(assign)せられしもので、殊餘は road gangs 或は chain gangs と称せられ政府の為めに土木事業等に使用せられた。Merivale, H. Lectures on the Colonization. P. 350—351,

2) 1787—1836年間に濠洲の上記二刑罰植民地に送附せられし犯罪人は 103,000人、同期間の自由移民の数は 45,000人であった。Merivale. 前出、P. 351.

3) Darwin, C. Voyage of the Adventure. (Merivale. 前出 P. 363—364. Egerton. Origin and Growth of the British Dominions. P. 135—136).

せーむ

るものであり、而してその理由は、労働者の需要大にして且つ土地生産力豊かなる植民地に於ては労働者は容易に土地所有者たり得るが故である。併乍ら之等労働者の餘りに早く独立の土地所有者となることは、植民地の資本家にとりては必要なる労働供給の分散及中絶を意味し、資本家的生産の発達を不可能ならしめる。何となれば「労働の結合及び継続は産業生産力の不可缺の条件であるから。」之れウエークフイールドの「組織的植民」案（"systematic colonization"）の出でたる所以である。[1]

この「組織的植民」の計画は二つの主張を含んだ。一は植民地に於ける資本と労働との適当なる数量的比例の維持である。蓋し大量的且つ継続的労働の供給は奴隷制度によりて得られたが、此制度の存在せざる地にありては移住者自ら労働に服せねばならない。この事情は「尊敬すべき階級」（"respectable people"）たる資本家の移住を阻止する。資本家の移住せければ

1) Wakefield, E. G. Art of Colonization. 1849. P. 165.

562

植民地開発に根本的に必要なる資本の供給に
乏しく、且つ植民地社会の成立を不具化せし
める。それ故資本家は植民地に於ても自ら労
働に服するの必要なく、額に汗せずして而か
も上品なる生活を維持し得るが為めに、彼の
支配の下に服し彼の為めに利潤をつくり出す
べき一團の労働者を有すること、恰も本国に
於けるが如くでなければならない。その為め
には公有地の拂下代金を相当高價（"a sufficient
high price"）となし、その收入はなるべく全部

移住基金（Emigration Fund）[1]に繰入れて移民の輸
送に宛てんとするの主張であった。こゝに相
当高價といふは、土地拂下代金安きに過ぐる
時は移民は速かに土地所有者となるゆゑ、資本家
は必要なる労働の供給を得る能はざる
べく、又高きに過ぐるときは移民は不当に独
立の土地所有者となるの時期を遅延せしめら
れるが故に、その中間に於て丁度、移民が土地を
買入れて独立し得る前に若干年間資本家
の下に労働を継続せしむる為め、必要にして且

1) Wakefieldは公有地拂下代金、公有地拂下代金を担保とする移住公債及び私有地の売買賃貸に対する課税をこゝて「移住基金」を組織すべきものとなした。但し彼は又公有地拂下代金は植民地政府の一般的收入として一般的経費に充て得べきものとし、その使途を移住奨励費に限定はしなかった。Wakefield. 同上. PP. 405. 377.

つ十分なる如く土地拂下代金を定むべしとなしたのである。要するにこれ（移住）植民地に対する資本主義的生産関係のく、而して第一の移民が独立の土地所有者となる迄には第二の移民を没航せしめんとの（企）圖であった。要するにこれ植民地に對する資本主義的生産関係の移植である。「貨銀労働者の継續的且つ規則正しき」供給を社会的に強制せんとするものであった。[1] ウエークフィールドの組織的植民案に対して詳細なる批評を加へたるメリヴエールは、此方法を以て土地生産力が外国市場を見的とする輸出品の生産に対し特に有利なる自然的条件を有する植民地に對してのみ適用せられ得べきものとなした。[2] ウエークフィールド自身、彼の植民案を以て「輸出向きの小麦生産の為め」なりといつた。[3] そは誠に大量的労働の継續的集中的供給（により大市場を目的とする）即ち資本家的生産社會建設の計画であつた。メリヴエールは此の案の利益（なる点）は社會構成上相互的に依存する各階級（資本家と労働者）を存（立）せしめ、植民地の

1) Marx, K. Das Kapital. Bd. I. (Volksausgabe) S. 691–700.

2) Merivale. 前出. P. 260.

3) Wakefield. 前出. P. 179.

人口をして無関係なる技機者の機械的集合たらおして、一共同社會（a Commonwealth）の特徴を具備するの希望を有せしむるの点にありと為した。[1]

ウェークフィールドの「組織的植民」の第二の主張は移住基金を以て渡航せしむべき者は若き夫婦者又は結婚年齢にある男女同数を選擇すべしといふ点にある。その生産力及び道徳的生活に對する好影響は、植民地社會の繁榮及び健全をもたらすものとなした。[2] 此を更彼用に、

立を要するに彼の主張は植民地に本国社會と等型の社會を現出建設せんとするにあったが、而して經濟的関係に於ては顕著に資本主義的色彩を有するものであった。（彼の当時）十九世紀半）の英国社會の状態を深刻に反映せ移植せんとせるものであった。

彼の主張は彼の一派たる植民協會（Colonization Society）の主張（彼の原則）は政府によりて採用せられ、一八四〇年に土地及移民局（Land and Emigration Board）が設立せられ、一八四二年深刻土地拂下法（Australian Land Sales Act）を制定し

1) Merivale. 前出. P.431.
2) Wakefield. 前出. PP. 155. 405.

植 565

[illegible]

~~1) New Zealand では土地[illegible]~~

1) 此法律は South Australia にて実施せられたるに Wakefield の植民学を一名 "South Australia System" と呼ばる。尚 N. S. Wales にても多少の変更を加へて施行せられた。又 New Zealand では土地代金の七割五分は移民費に充つべきものとせられた。

ATHENA (4)

移民の保護 渡航

係に於て最も不満足なる結果を生ずる。男女等数の移住は最良の地民に不可缺の条件であ

本国に於て移出の必要あるときには、移民に関して移民の供給国及需要国は共に移住地の事情紹介につとむべく、移民の供給を歓迎する之等の実質的地民地は、且つ移民渡航の援助保護監督をなすべく、又移民を需要する実質的地民地は之等の果について協力するであらう。遠隔の地の事情を知らおしては移民は渡航するを得ず、又適当の豫備知識なくして渡航せば多くは不幸の結果を招くであらう。又何等かの補助奨勵なければ移住は行はれ進く、且つ移民の募集輸送に於て国家が適当なる監督をなさゞれば、移民取扱人、移民運送業者等が苛酷なる待遇を与へて移民の利益を害するの虞れがあるであらう。之等の点に関し諸国政府は直接に移民渡航の便宜を計り、且つ保護監督取締の法規を定む。例へば英国は十九世紀始以来屢々

1) Wakefield 前出. P. 155.

英国

植 567

後民間~~[illegible]~~航補助費を支出し、一八四〇年には土地の如く土地及移住局(Land and Emigration Board)を設け主として海洋に対する移住~~[illegible]~~直接を計つたが、一八五五年(其中以前)海洋土地処分被を失ふに及びて此局は廃せられた。その後一八八六年に移民情報局(~~Emigration~~ Emigrants' Information Office)が設けられたが、一九一九年に戰後失業問題の一對策として海外移住委員会(Oversea Settlement ~~Offi~~ Committee)を設け~~[illegible]~~一切の移民事務を取扱ふことと云つた。又移民取扱業者の監督等の取締に関しては一八〇三年に旅客条例(Passengers Act)が発せられたが、(現在は)一八九四年商船条例(Merchant Marine Act)により規律せらる。独逸に於ては一九〇二年移住各中央情報局(Zentralauskunftsstelle für Auswanderer)が設けられたが、~~[illegible]~~一九一八年には帝国移民局(Reichswanderungsamt)が設置せられ、一九一九年以来(移民に関する)情報~~[illegible]~~(Nachrichtenblatt des Reichsamts für Ein-, Rück-, und Auswanderung)を刊行する。但去制は最も組織的なる移民機

[illegible]

[illegible]

569

日本

7

国を有す。即ち中央に移民局あり、移民の多数出づる地方、その乗船港及び外国（移住先）に移民官吏を駐在せしめて、移民保護に当らしむ。而して移民局は特別会計たる移住基金を有して移住奨勵及保護を為し、又移民月報（Bolletino dell' Emigrazione）を発行する。

日本にては移民事務は外務省通商局にて取扱ひ、移住地に関する調査報告を随時刊行して居る。移民保護については明治二十九年制定せられ、その後数次の改正を経たる移民保護法あり、移民取扱人は行政官庁の許可を受け、且つ日本国籍を有することを必要とし、周旋をなしたる移民に関し十年間保証人の義務を負ふべく、営業開始に先ち一万円以上の保証金を行政官庁に納付すべく、該保証金は移民取扱人が移民に對し契約を履行せざる時又は保証人の義務を履行せずと認めたるときに於て移民の救助收国等の費用に当つるものとせらる。移民取扱人は又代理人なき地に移民を送航せしむるを得ざること、孫め認可を受けた

3 ヶ月間ボイコットする様にスト
ライキを行うと、学部
の自由選択科目の講義
は一切休講になる。
(Streikt Kolonialgesellschaft)
国体とは、ドイツ植民
地協会の事である。
ドイツ植民協会は、
植民地獲得の為に、
植民地の開発や
植民地の原住民
(Eingeborene) の啓蒙
等を行う団体

ATHENA (4)

移民の保護は移住地に永住の保護を与えて
又はちけんにならない。却って移住地に於け
る保護が最も重要である。若し、

移民を送り出すことを以て満足すれば往々にして移民会社と船会社とを利す
るに止るであらう。送り出したる移民がその移住地に於て困難なる新社會建設
の業に就くに當り、金融上、事業の組織經營上、又は社會生活上（教育、衛生
等）適當なる指導を爲すの勞を取るべきである。（～～～

572

ATHENA (4)

軟ばうといふやり方では眞正の意味に於ける社会は起らない。樹を植ゑ家を建て墓を造りてこそ成の社会生活は始まる。主たる神を拝するは「母の山」にも「限らず」「エルサレム」にも「限らない」。

幕末の一詩人埋骨豈期墳墓地、人間到処有青山。

かくしてのみ「第二の日本」は建設せられる。しかもカリホルニアに於て、或は乾鮮に於てすら、此点に関して（従来）我国人の意気と生活状態とに缺くる事あるを、私は遺憾とせざるを得ない。アダムスミスはアメリカ植民地の繁栄に対して欧洲諸国の貢献したる事は何等政策上の施設に存せず、たゞ「偉大にして強健なる母（Magna virum Mater）」！かくの如き偉大なる法御を成就し、かくの如き偉大なる帝国の基礎を据ゑる能力ありし人々を生み且つ養成したることにありと論じた。[2] 独りにありの国土中心的思想ではわが国民の植民的法御をして孤立的一時的性質を帯はしめ、組織的定住的に第二の日本建設の株運を阻害せること尠からざるべきことを思ふ。

1) ヨハネ伝 4章 19-21節

2) Smith, A. Wealth of Nations. Vol II. P.91

ATHENA(4)

我国植民の移住地に於ける保護指導並び
に社会建設の高気に於て遺憾なきを禁じ得
ない。独りよかりの国土中心的国民教育が
かに国民の植民的活動をして孤立的一時的性質
を帯ぶしめ、組織的定住的に戸二の日本建設
の推進を阻害せること勘からざるを思ふ。

我国植民地(領土たる)外部よりの労働供給を受くる
の必要は勘い。たゞ樺太は人口密な小にして
且つ原住人口が甚だ微弱なるが故に、必要なる
労働の供給は、他地移住者によるべく、樺太廳
は東北北陸方面に移民奨励施設を置き、
又渡航及土地払下等に有利なる保護特典を
与へて移住民の招き

(一方里六〇人(内地は二三五八人)
大正十二年末現在.)

29

に寄し有利なる保護特典を与へて移住民の招
来に力む。[1] 大正十二年に於ける收容移住農民
は二、六六一戸、九、三四〇人にして、その六割
は北海道より移住せる者なりといふ。[1]
朝鮮は人口密度十二五〇人にして内地の約
半であり、且つ氣候風土内地人の移住に不適
ならざれども、原住人口多くして労力に不足
すること甚く、従つて朝鮮自体が内地人労働
の移入を需要することは無い。たゞ東洋拓殖
株式会社は政府の政策に基き、「年々内地の堅
実なる農業者を朝鮮に移植し附近鮮農との融
和接触を保たしめ之によりて地方に農事改良
の模範を示し地方開発の指導に当らしめ」[2]
[illegible]むるなめ、
東拓移民 明治四十四年以來第一種移住民（二町歩以内の自作農）、第二種移
住民（十町歩以内の地主農）の二種に分ち、大正十年以來は第一種の募集を廢
して全部五町歩内外の地主農のみとして、年々移民を募つた。[3] 大正十三年三月
末日現在第一種戸數三、五八五戸、第二種は三五四戸、計三、九三九戸。
朝鮮に於ける内地農業者の約四割に当る。
一種移民は土地代金に年六分の利子を附して
二十五年以内に年賦償還の方法により、又第
二種移民は土地引渡と共に代金の四分一以上

1) (樺太廳、樺太廳治概要、P.73-74)
(大正十二年度收容移住農民 2.661戸、9.340人。)

2) 東洋拓殖株式会社、朝鮮移住案内、
3) 大正十三年三月末日現在第一種戸數 3.585戸、第二種 354戸、計 3.939戸。
朝鮮に於ける内地農業者の約四割に当る。

35

74

ATHENA (4)

を与拂ひ残額は年七分の利子を附して二十五ヶ年以内に年賦償還の方法によりて、該土地の譲渡を受ける。然るに乾鮮人の労銀は於て世に於ては労銀安く金利高く、且つ小作慣習は内地に於けるよりも地主に有利なるが故に、内地移民は自ら耕作労働に従事するを忌みて之を乾鮮人の小作に附し、自己は商業金貸業等に手出しするを以て至り、従つて小面積の土地を有する（よくらる）自作農移民の制度はたゞに乾鮮人の小作地を奪ふことによりて彼等の不満を買ひたるのみならず、同時に内地移民の満足をも得る能はず、之れ大正十年以来此種の移民募集を廃して小地主階級のみを募集するに至れる所以である。[1]

明治四十二年政府は地民営移民を奨励すると共に官営移民を送り、台湾に於ては台東廳に鹿野村、旭村、花蓮港廳に吉野村豊田村、大和村等の内地移民村を生じた。

併乍ら台湾自身が其開拓に必要なる労力に不足せるわけではなく、内地人移民に対し大なる餘地を存するものではない。[2]

植民は既に述べし如く新社会の建設である。

植民者が金儲けをしたる後故国へ帰つて寝

1) 朝鮮人は東洋拓殖株式会社の移民制度をば一般的に表はさるものあるが如し。大正十三年四月開催せられたる朝鮮労農総同盟の臨時総会に於ても東拓移民制度撤廃はその決議中の一項目であった。

2) 台湾人口密度一方里に付 1.705人（大正十年末）

1) 持地六三郎、台湾殖民政策、P.430。

ATHENA (4)

32

四　二行分

奴隷的労働

奴隷的労働に於ては、労働者は地主に対して全く従属的関係に立つ。労働者の供給は、主として、債務の種々なる形態に基く強制によって行われる。

債務奴隷制

債務奴隷制は、債権者が債務者の労働を、債務の利子を支払うために、あるいは債務の元本を償却するために、強制的に使用する制度である。

債務奴隷制は、アジア、アフリカ、ラテンアメリカの多くの地域で広く行われてきた。

債務奴隷制は、債務者が債権者に対して負っている債務を返済するまで、債務者の労働を債権者のために強制的に使用することを認める制度である

其他生活必要品の爲めに差引かれ、殘りの部分は同じく使用主の供給する酒類の爲めに費され、多くの者は借越しをさへ生じかくて負債に縛られて永久的に奴隷的地位に沈むに至つた。(いかり) ~~(Morris. I. p. 249—250)~~



主外アメリカに於て常に行はれし ~~Repartimientos~~ (レパルチミエントス) の如き農奴的制度、アフリカに於て(現時)尚行はるゝ家族的奴隷制度 ~~(domestic slavery)~~ 等、(覺醒の差にそれ)いづれも奴隷的強制によりて得住者の労働を利用せんとするものであつた。~~而して家族的奴隷制度其他一切の奴隷制度の撤廃が現代文明國の聖徳となりつゝある。~~

夫役制度(Corvée)は(一回幸期間を定めて)地方的労働を強制徴收す

1) Morris, History of Colonization, P. 249-250.
2) ~~奴隷制度に関する近時研究者方面の報告 (League of Nations. Question of Slavery A.130. 1925. VI)~~

度支役制

~~あり~~ 制度であつて、たとへば又ペイン拖

氏地の鑑山地方に於ては十八才乃至五十才の

土人は三年半毎に六ヶ月労働の義務あるもの

とせられた。ペルーに於ける(ミタ)(Mita)の制度も

本来役にして、土人部落は年々附近の拖氏的

企業家に対して政府の定むる賃銀にて一定数

の労働者を供給するの義務を課せられた。

蘭領じゃワの強制耕作制度(Kulturstelzel. Culture

System)は土人をして其の耕地及時間の五分一

を政府の指定する特定作物の耕作に使用せ

め指定の資格にて之を買上げたる制度であり、白耳義領コンゴーの[illegible]隊（警察）（Force publique）は土人部落を[illegible]が課せられる政府指定の産物数量を納入義務を履行せしむる外、（之等の）「兵士」それ自らが森林産物の集拾、土木工事、殊に産物運搬の労働を強制せられた。土人はこの部隊に徴集せらるゝは奴隷制度に異る事なしとあり[illegible]コンゴーの比の制度は土人解放の美名の下に却つて政府及特許会社の為めに土人を奴隷化したるものであつた。[1] 現在アつリカに於

1) Reinsch. 前出. P.380

では多くは土人酋長に[illegible]に手数料を与へ、之をして必要なる労働者の数量を供給するの義務を負けしむ。英領東アつリカ植民地政府が一九一九年十月に発したる訓令は、「土人地域所管の官吏は健康なる男子たる土人をして白人所有の農場に於て労働せしむべき目的を以てあらゆる適法の手段を講ずべく、土人酋長及長老は之等の労働者供給を以てその義務の一部分と心得べく、地方官吏はこの目的の為めに有用に働く酋長と認らざる者とを区別して記録

(固体)

(固体に)

(液体)

(液体の沸点)

(液体の沸点は)

(液体)

(液体)

(液体

間接的
間接
労働強制

壊し、こゝに労働者階級的成立を強制するものである。

奴隷制度及び夫役制度の直接的たると異り、間接に土人労働を強制するの手段については左の如きものがある。

1、浮浪人取締規則。たとへば佛領「旧」越南地(Les Antilles)に於ては、土地所有者、従来的営業者、若くは従来的労働契約を立証すべき証票("livret")を携帯せざる土人は之を浮浪者と看做して労働を強制した。独逸も亦同様の試みをなした。[1]

2、土地の没収其他土人の経済的生活基礎の破壊。たとへば白耳義領コンゴーに於ては土地は凡て国有となし、土人は一定産物を集めて政府に納税すべき義務を課せられ、佛領アルゲエリーに於ても土地共有制破壊の結果入会権消滅し、且つ分割せられし土地は佛領人の手に移り行いた。蘭領スリナム(Surinam)にては奴隷解放の際、彼等は争ふて山に入りバナナを食ひて自足的経済に復帰せんとしたるを以て、バナナの耕作を禁じ且つ既存のバナ

1) Reinsch. 前出. P.360.

4
580
遠

ATHENA (4)

土樹を伐採して以てその債銀労働者たることを強制した。[1]

3、課税。南阿、東阿、西南阿等の諸植民地に於ては土人に高率の人頭税若くは家屋税を課し、植民地政府公定の欧洲的通貨を以て納税すべきものとなした。之れ土人をして其の通貨を得る父西女上白人の為めに労働せざるを得ざらしむるの制度であつた。南阿聯邦にては一ヶ年に三ヶ月以上土人保留地外にて労働に従事せざりし土人に課税するの法律あり（Glen Grey Act. 1894）、独逸領東アフリカにては大多数の労働に従事する際にも土人は最も簡易なる運搬的労働を選擇せるが故に、それ以外の労働を強制する目的を以て運搬労働者に課税したといふ。

4、土人の労働契約違反に対しては損害賠償の義務に止まらず、罰金、禁錮、笞刑、強制労働等刑事上の処罰を課することによりて、その労働を強制せる例あり、和蘭、独逸等の植民地にある。[2]

以上各種の強制手段は畢竟土人労働の利用

1) Reinsch. 前出. P. 360.

2) 同上、P. 364.

を目的とする。」それは自給自足的の運行的諸関係を破壊し、土人をして強制的にその労働を賣らしむることを目的とするものである。(土人は必ずしも勤惰にして労働を嫌悪するにあらず、多くは労働の必要を感せざるが故に労働せざるものである。それ故、土人労働の利用は植民地政府又は植民者にとりて絶対に必要なることである。)かくの如き方法による強制的賃銀労働化は必ずしも土人の幸福といふを得ない。強制労働は土人に勤勉なる習慣を得しめ得る如く見ゆるも、むる積極的な文化状態を促せしむる積極的な文化状態を促せしむる積極的な文化状態を促せしむ

原住者労働の平和的奬勵

たることは、國家權力の強制力適用を排斥する論者と雖も、

（平和的）

國家權力の強制力を用ひず單に「蓄音機、自轉車、衣服等の奢侈品に對する欲望を助長し、或は食物供給、醫療、教育の利便、或は將來地方政治に若干の參與を爲し得べきの希望を提供することを好餌として」、土人がその生活程度向上の必要上進んで植民者の爲めに勞働に從事するを奬勵すること[illegible]は植民地繁榮の必要條件なりと爲す[1]を以ても知られる。この平和的奬勵策も亦[illegible]社會の貨幣經濟化により商品[illegible]と交換せらるべき労働、即ち資本家的生産社會に於ける賃銀労働と創造せんとするが趣旨に於ては、前記の間接的労働強制の諸手段と根本的に相異するものではない。

（原住者）

（階級）

原住者労働階級の[illegible]

原住者と労働条件

[illegible]

[illegible]

1) Wigglesworth, A. The Regeneration of Africa. (United Empire. September. 1923)

44

583

71

り、労働条件は甚だしく苛酷なるものを生ずと
なり易い。しかも植民地に於ては労働階原
住者の知識及実力低く、為めに苛酷なる労働条
件に対しても改善要求を反抗するの提出するだけの自覚
と勇気とを缺き、屈従、而して堪え得ざるに及
びて叛乱を企つるのみ。それ故に労働者の地
位は大昭国に於けるよりは遙かに悲惨なるに
拘らず植民地労働政策の主要点は労働の供給
の継続に在し、分配論上の所謂労働問題の如き
発生し得る社会的状態にあらざることが普
服の通である。尤も植民者の土人に対する雇
傭契約に政府が干渉し、保護者の酷使
保護せんとせるの例も無きにあらず。例
へ如

獨領カメルーンの法律（一九〇二年）に於ては土人を労働の爲めに徴募せんとする時は政府の許可を必要とし、且つその契約は仕事の種類、場所、期間、労働時間、賃銀、食物、住居、病氣手當等の内容を有すべく、而して労働監督官を置きて労働者保護に當らしめた。監督官は同時に使用主の請求によりて義務懈怠の労働者を處罰するの權限を有した。[1]

而して監督官の職務が使用主の酷使に対して
土人を保護するよりも、労働者の契約不
履行に対して使用主を保護することに於て、

1) Reinsch. 同上. P.365—366.

ATHENA (4)

より多く利せられたるにあるやを、人々は疑い得るであろう。

植民地に於ける労資対立は又往々内地に於ける資本家と労働階級との対立を緩和する。若し植民地の資本家が労働者の中に資本家労働者の両階級が発達するに於ては植民地の資本家は内地の資本家と共通に対植民地の支配階級の利害を有する。

及び植民地の資本家は内地の資本家と労働階級との対立の緩和を計る。

植民地の支配者の中の資本家は内地の資本家と共同の利害を有する。

植民地の支配者の中の労資両階級は内地の資本家階級と労働階級との対立の緩和を計る。

それ故植民地の支配者の労働階級に対する政治的勢力は内地の資本家階級のそれよりも強大なるべしという主張と、プロ階級闘争により植民地の支配者たる資本家階級を打破するためには植民地の支配者たる資本家階級と内地の資本家階級とを区別しなければならないという主張とが存在し得る。併たらざるも、その強弱に於て、植民地の支配者は内地の資本家階級に比して経済的に貧弱にして、植民地の支配者に対して被支配階級たる植民地の労働運動は内地に於ける労働運動よりも一層階級闘争的性質を有するときは、

ἐπὶ τὸν Ἀριστοφάνη τὸν γραμματικόν. ἐπὶ τὸν Ἀριστοφάνη τὸν γραμματικόν.

しめんかめとの大問題を軍隊師は解決したのであると
[illegible]
[illegible]
イツト制度の成功は主として[illegible]
イツト僧侶宣教師の個人的[illegible]力に負ふ事
かりしを以て、[illegible]
後スペイン政府によりて[illegible]
制度の廃止せらるゝや、土人は再び旧態に退
化したと[illegible]

近時アフリカのナイジエリア(Nigeria)、[illegible]
のアフリカ西海岸諸植民地及びゴールドコー
スト(Gold Coast)、ガンビア(Gambia)、シエラレオ
ネ(Sierra Leone)、ウガンダ(Uganda)等の[illegible]
民地に於ては、白人資本家の[illegible]土人に対す
る接触を制限し、[illegible]
御にもよらず、土人産業として、棉花等の生産
に[illegible]即ち土人が自己の土地に於て自己の計算
を以て労働し、その生産物[illegible]市場に於ける
[illegible]
き、棉花栽培其他の産業に従事せしめ、その
輸出額の増加、植民地の発達に於て[illegible]資本

Merivale. 前出. P. 293—295.

587

ATHENA (4)

家的制度の下に立てる東アフリカ、ニアサランド（Nyasaland）等よりも遙かに好成績であるという（かくの如き制度に於ても将来土人間に資本家及び労働者の對立を生じ、資本主義社会が発展（展）してくるかも知れないが、少くとも之を土人社会より自然的発展的に歩調の速度に於て人々の注意を惹くに至れることは、植民史上記念すべき実験と言わねばならない。

1) Egerton, 前出, P. 196. Thomas, J.H. When Labour Rules. P. 127-129.

原住者少数にして移住者ヅ大多数の場合に於ては、原住者人口ヲ激減セシメ、或ハ之ヲ絶滅セシムルノ惨状ヲ呈スルヿアリ。

土地豊富にして生産力も大なる植民地